

ランピースキン病における本県の対応方針について

1 発生の経過と現在の状況

本年11月6日、牛の届出伝染病であるランピースキン病が本県糸島市の乳用牛で国内初となる感染を確認。その後、感染確認が相次ぎ、12月16日現在、4市18農場で発生。発症牛は、累計190頭、自主とう汰や感染確認後28日経過後の検査で陰性確認できた牛を除くと66頭。発生農場の半径20km圏内の発生地域(ワクチン接種地域)は、12市4町で166農場、約19,000頭、本県の農場数、牛飼養頭数の6割近くに達している。

2 現在までの本県の対応(まん延防止の防疫対策)

○生乳及び子牛等の出荷自粛

国の策定したランピースキン病防疫対策要領の規定に基づき、発症牛の生乳及び農場の子牛等の出荷自粛、発生地域では、子牛等の県外家畜市場への出荷を自粛。

○ワクチン接種

11月21日より知事命令によるワクチン接種を開始したが、対米輸出協議における同病ワクチン接種牛の取扱いが不透明であったため、接種は農家の意向を確認のうえ実施しており、12月16日現在で約2,000頭に実施。

○自主とう汰

発生農場では、基本的に発症牛を隔離しているが、設備面等の問題で隔離が不十分であったり、吸血昆虫によるウイルスの媒介などの懸念もあり、農場によっては発症牛の増加が散見される。このため、ワクチン接種と併せて発症牛の自主的なとう汰を推進。

今後の対応方針

【発症牛への対応】

- ・搾乳牛の発症牛は、ランピースキン病防疫対策要領の規定に基づき感染確認から28日経過後の血液検査により、陰性が確認された場合は生乳出荷が可能となるが、皮膚病変にはウイルスが残留し感染源となる可能性があるため、隔離飼育を継続。
- ・今後、直近で発生した発症牛は、同居牛への感染防止の観点から、自主とう汰を積極的に推進。

【ワクチン接種の推進】

- ・牛肉の対米輸出協議において、「ワクチン接種牛の産子はワクチン接種牛とみなす」の条件が廃止されたため、全畜種でワクチン接種を積極的に推進。
- ・ただし、対米輸出交渉のワクチン接種牛の取扱いについて、今後の変更の可能性等を考慮し、農家への接種意向の確認は継続して実施。

【肉用子牛の県内流通の推進】

- ・発生地域で生産される子牛は、県外家畜市場から出荷自粛を要請されており、出荷できない肉用子牛が農家に滞留。
- ・このため、県外家畜市場に対し、出荷再開に向けた協議を進めるとともに、県内肥育農場へ肉用子牛を流通させる取組みを関係機関・関係団体との協力体制のもと推進。